

丸亀ブランド

「丸亀セレクション」認定制度 開始！

1. 目的

丸亀市で製造、加工された物又は生産された農林畜水産物で将来性及び市場性のあるものについて、「丸亀ブランド」として認定することにより、その商品（以下「丸亀セレクション」という。）の認知度を高め、販路拡大と地域産業の活性化につなげる。

2. 認定の対象

市内の事業所で製造、加工された物又は生産された農林畜水産物とする。

3. 認定要件

【商品】

- ・商品が製造、加工された物は別表第1に、農林畜水産物は別表第2に定める認定基準を満たすものであること。
- ・商品の製造、加工、生産、販売等について、適用される法令等を遵守していること。
- ・商品が公序良俗に反してないことその他社会的な非難を受けるおそれのないこと。

【申請者】

- ・個人である場合は当該個人が、法人又は団体である場合は当該法人、団体及び代表者が納税義務のある市区町村税を滞納していないこと。

4. 申請関係

【申請場所】

- ・丸亀市役所（庁舎3階）産業観光課 観光交流担当

【申請書類】

- ・丸亀セレクション認定申請書
- ・製造、加工、生産計画・販路拡大計画書など

【申請期間】

- ・随時受付

5. 認定の審査・決定

丸亀市産業振興推進会議（年2～3回開催）から意見を徴し、適否を審査し、認定基準に適合すると認められた時は、申請者に対し「丸亀セレクション認定書」を交付し、「丸亀セレクション認定マーク」を付与する。

6. 認定の有効期限等

認定の有効期限は認定をした日から3年を経過した日の属する月の月末までとする。（更新可）認定者は、毎年度終了後5月末までに丸亀セレクションの販売状況等の実績報告書を提出する。

7. 事業開始

令和6年4月1日から実施。

8. 認定メリット

- ・市が管理している丸亀百貨店などのホームページなどによる商品のPR。
- ・ブランド認定による消費者への安心感の獲得。
- ・イベントなどへの招集、出店の機会提供。

9. その他

その他詳しくは、丸亀ブランド「丸亀セレクション」認定要綱を参照ください。

別表第1

(認定基準：製造、加工された物)

区分	認定基準	例示
信頼性	安全で環境に配慮された生産又は製造を行っており、統一した品質の維持及び向上のための取組がなされていること。	1 食品衛生法(昭和22年法律第233号)等に基づき、製造許可等を得ている施設で生産されているもの 2 食品表示法(平成25年法律第70号)、品質表示基準、食品衛生法に基づく表示がされているもの 3 原料の産地、加工場所等が明確で、かつ、安全が確認できるもの
地域性	歴史的背景又は生産過程において、丸亀市のイメージ向上につながるストーリー性があること。	1 歴史、経緯等において、地域に根ざしたストーリー性があるもの 2 長年その地域で生産され、製造され、地域に定着しており、地域を代表する産物となっているもの
独自性	商品の外観、パッケージ等のデザインが優れており、独創性、実用性等の面において優れていること。	
将来性	商品が、魅力ある要素を有しており、今後の安定的な販売が見込めること。	1 積極的な生産拡大又は販路拡大が計画されているもの 2 今後更なる知名度向上又は販路拡大が期待できるもの

別表第2

(認定基準：農林畜水産物)

区分	認定基準	例示
信頼性	農林畜水産物の生産方法等において、伝統的技術を保持して、又は先進的技術、独自技術を取入れ、品質の維持及び向上のための取組みがなされていること。	1 国及び県が定めた特別栽培農産物等の認証を受けているもの 2 自然が持つ機能を活用した栽培又は養殖をしているもの
地域性	歴史的背景又は生産方法等において、丸亀市のイメージ向上につながるストーリー性等があること。	1 歴史、経緯等において、地域に根ざしたストーリー性又は話題性があるもの 2 長年その地域で生産収穫され、地域に定着しており、地域を代表する産物となっているもの
将来性	農林水産物が、魅力ある要素を有しており、今後の安定的な販売が見込めること。	1 積極的な生産拡大又は販路拡大が計画されているもの 2 今後更なる知名度向上又は販路拡大が期待できるもの

(丸亀セレクション認定マーク)



問合せ先

〒763-8501

丸亀市大手町 2-4-21

丸亀市役所（庁舎 3 階） 産業観光課 観光交流担当

TEL : 0877-24-8816

EMAIL : sangyokanko-k@city.marugame.lg.jp